

協同組合アキューミュレーション組合報

広報委員会 2017 Aug Vol.15

8月もお盆に入り、なんとなく秋の気配を感じるようになります。最近は朝晩半そでで外に出ると、もう肌寒く感じます。気温の変化に気を付けて万全の体調で秋を迎えましょう！

○事務局から

8月1日外国人技能実習機構と入国管理局の方々により適正監査が行われました。また、同時進行で2つ実習実施機関でも行われ全て問題ない、との認定で無事終了することができました。感謝です。

○日本を学ぼう

8月もいよいよ中盤に差し掛かりお盆期間に入りました。

お盆とは、毎年夏ごろに行われる先祖を供養する日本伝統の行事ですが、かつては旧暦の7月15日前後に行われていました。現在は、明治時代に歴が変更された事により、大体は新暦8月15日頃に行われています

お盆では大事な儀式として送り火と迎え火があります。迎え火は先祖の靈が帰ってくるので、盆の日の二日前の夕方に先祖の靈が迷わないように目印として火を焚くこと、送り火は逆にあの世に帰っていくのを見送るために行われます。

さらにお盆の食べ物として定番のそうめんがありますが、そうめんは細

関連法令遵守

○社会保険

健康保険

技能実習生は、雇用関係の下で技能実習を実施することから、健康保険の適用事業所で実用的に使用される技能実習生については健康保険が適用される。

厚生年金保険

5人以上の従業員を雇用する適用業種の個人事業所及び1人以上の法人事業所に強制的に適用される年金制度で、技能実習生であっても常用的使用関係の下に適用事業所で雇用される場合は被保険者となる。

○労働保険

労災保険

労働者を一人でも使用するすべての事業に対し事業者や労働者の意思に関係なく強制的に適用される。

雇用保険

技能実習生の場合であっても、受け入れ企業の倒産、事業の縮小といった理由により失業給与及び新たな受け入れ企業での再雇用（技能実習の継続）の可能性があり、また雇用保険は国籍如何に関わらず要件を満たしていれば適用されるため、実習生も被保険者となる。

○休日の付与

毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

○年次給料休暇

使用者は実習生に下表の日数の年次給料休暇を与えなければならない。

継続勤務年数	0. 5	1. 5	2. 5
付与日数	10	11	12

○割増賃金

時間外・休日労働をさせるためには労使協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出が必要である。また、次の割増率による割増賃金を支払わなければならない

	時間外・休日労働	割増率
1	法定時間外労働の場合	25%以上
2	法定休日労働の場合	35%以上
3	深夜労働の場合	25%以上
4	法定時間外労働が深夜に及んだ場合	50%以上
5	法定休日労働が深夜に及んだ場合	60%以上